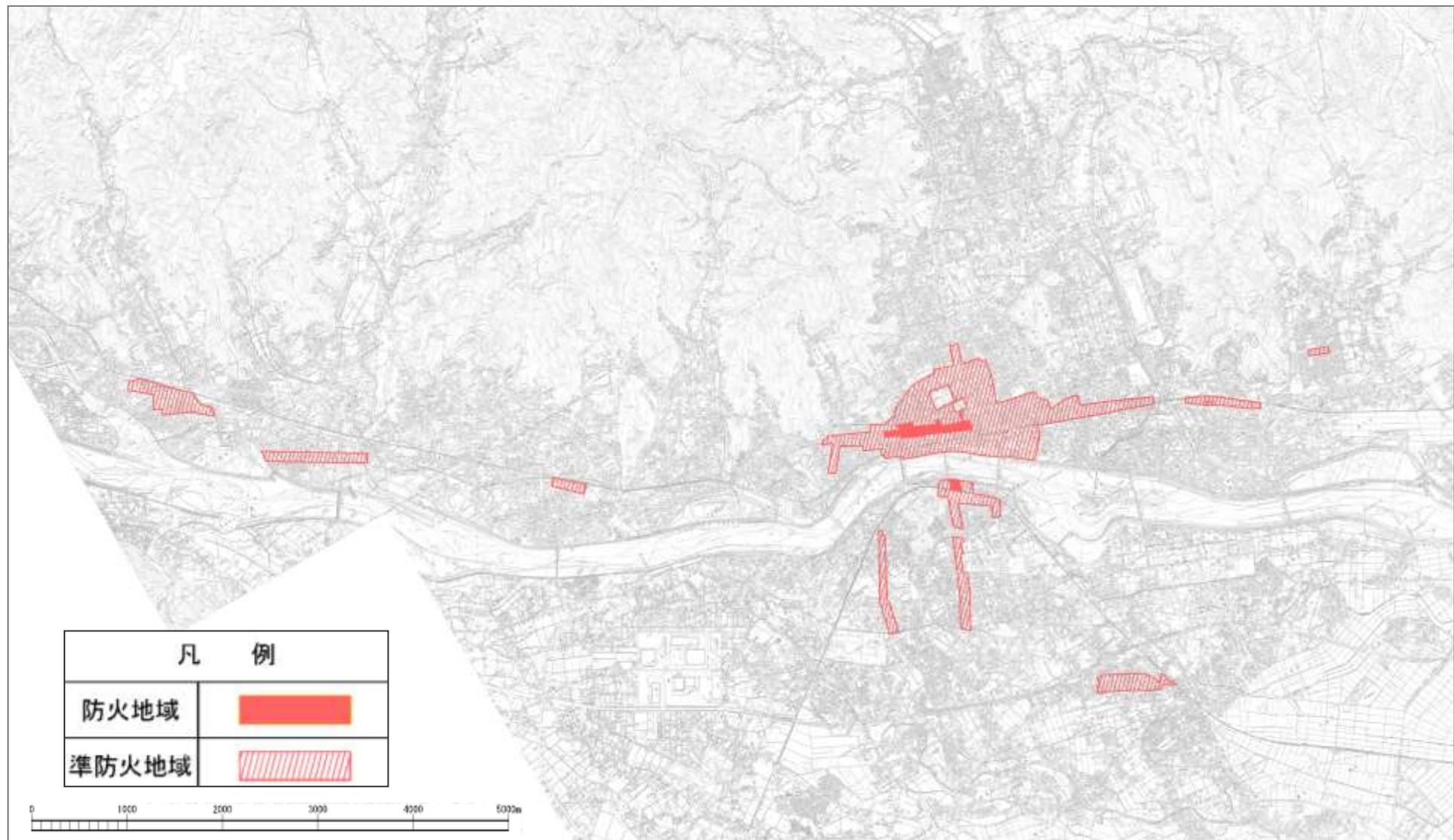


インフラ-1 幹線道路等の整備状況

区 分	路線数	実延長 (m)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	歩道延長 (m)
国 道 ( 直 轄 )	1	11,074	11,074	100	上り線 8,865 下り線 8,870
一 般 国 道	2	10,357	10,357	100	
主 要 地 方 道	7	55,007	55,007	100	
一 般 県 道	18	71,651	71,651	100	
市 道	5,463	1,336,032	1,155,677	86.5	119,973

インフラ-2 防火・準防火地域指定図



インフラ-3 防火地域及び準防火地域の建築規制

区分	耐火建築物とすべきもの (A)	耐火又は準耐火 建築物とすべきもの (B)	防火構造とすべきもの (C)
準防火地域	地階を除く階数4以上のもの 又は延面積1,500㎡を超えるもの	地階を除く階数が3であるもの 又は延面積が500㎡を超え 1,500㎡以下のもの	前記(A)(B)以外の建築物 で延焼の恐れのある部分の 外壁及び軒裏
防火地域	階数3以上のもの又は延面積 100㎡を超えるもの	階数3未満で延面積100㎡ 以下のもの	延面積が50㎡以内の平屋建 の附属建築物の外壁及び軒裏

## インフラ4 区画整理事業の完了地域等

### 1 換地処分が完了した土地区画整理事業

番号	施行区分	事業名	施行面積	施行年度
1	個人	雪輪	0.3 ha	S. 33
2	〃	足利インター・ビジネスパーク	20.3 ha	H. 16
3	組合	昭和	5.8 ha	S. 8～S. 25
4	〃	織姫	1.6 ha	S. 24～S. 25
5	〃	毛野住宅団地	33.0 ha	S. 48～S. 49
6	〃	小俣東部	36.1 ha	S. 47～S. 51
7	〃	江川利保	86.8 ha	S. 47～S. 60
8	〃	葉鹿熊野	53.5 ha	S. 50～H. 2
9	〃	小俣上野田	5.6 ha	S. 63～H. 3
10	〃	八柵東部	4.5 ha	H. 5～H. 9
11	〃	江川利保第二	46.0 ha	S. 58～H. 14
12	〃	葉鹿橋左岸	10.6 ha	H. 8～H. 17
13	〃	足利市福居	1.1 ha	H. 20～R. 5
14	〃	上渋垂	6.9 ha	H. 23～R. 5
15	市	助戸十念寺	29.8 ha	S. 25～S. 28
16	〃	朝倉	23.8 ha	S. 35～S. 38
17	〃	毛野南部第一	61.1 ha	S. 36～S. 41
18	〃	足利駅前	32.3 ha	S. 37～S. 45
19	〃	田中東部	12.0 ha	S. 41～S. 46
20	〃	足利駅南	37.9 ha	S. 45～S. 55
21	〃	山辺東部	84.5 ha	S. 47～H. 8
22	〃	緑橋右岸西部	15.7 ha	S. 57～H. 11
23	〃	中橋通り東	1.8 ha	S. 60～H. 12
24	〃	田中西部	27.0 ha	S. 52～H. 13
25	〃	毛野南部第2	92.2 ha	S. 48～H. 13
26	〃	緑橋左岸	22.8 ha	S. 59～H. 20
27	〃	大日東	2.1 ha	H. 2～R. 2
合計			755.1 ha	

### 2 施行中の土地区画整理事業

番号	施行区分	事業名	施行面積	施行年度
1	市	山辺西部第一	36.7 ha	H. 6～R. 9
2	〃	山辺西部第二	39.4 ha	H. 10～R. 25
3	〃	大日西	7.0 ha	H. 16～R. 11
4	〃	中央	4.2 ha	H. 17～R. 11
合計			87.3 ha	

インフラ-5 応急仮設住宅建設協力会等

協 力 会 名	所 在 地	電 話	備 考
栃木県建設業協会足利支部	朝倉町二丁目2-5	71-0044	
足利市建設業協力会	〃	〃	
足利市上下水道設備事業協同組合	五十部町1224-3	21-2220	





## インフラ-8 災害時における応急対策の協力に関する協定書（三和シャッター工業株式会社）

### 災害時における応急対策の協力に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と三和シャッター工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策活動の協力に関する協定を次のとおり締結する。

この協定は、甲と乙の関東営業部との間に適用する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲及び乙の応急対策活動の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において乙に対し公共建築物等のシャッター、ドア等の緊急点検及び緊急修理（以下「本件業務」という。）について協力要請をすることができる。

2 甲は、前項の規定により本件業務を要請するときは、応急対策要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請することができる。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り適切な措置をとるとともに、その措置結果を応急対策報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（連絡体制）

第4条 本件業務に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先等を連絡先確認書（第3号様式）により定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（経費の負担及び価格の決定）

第5条 乙が実施した本件業務に要した費用は次のとおりとする。

- （1） 緊急点検における費用については、無償とする。
- （2） 緊急修理における費用については甲が負担するものとし、当該価格については災害発生直前における適正な費用を基準として乙が算出し、甲乙協議の上、決定する。
- （3） 本件業務の結果、部品交換、製品交換等が必要とされる場合において、甲の要請により部品交換、製品交換等を乙が行う場合の費用については甲が負担するものとし、当該費用については災害発生直前における適正な費用を基準として乙が算出し、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第6条 第2条第1項の規定に基づき、本件業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害となった場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例に基づき甲が対処する。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。但し、期間満了の3か月前までに甲又は乙から書面による変更、解約の申し出のないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(反社会的勢力との取引排除)

第9条 乙は、甲に対し、この協定の締結時において、自己（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合は、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

3 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合は、何らの催告なしに、この協定の全部又は一部を解除することができる。

4 甲が前項の規定によりこの協定を解除した場合は、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

(附則)

第10条 この協定の詳細事項については、別途、重要事項説明書に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月6日

甲 栃木県足利市本城3丁目2145  
足利市  
足利市長 和泉 聡

乙 栃木県宇都宮市平出工業団地20-2  
三和シャッター工業株式会社  
関東営業部長 松丸 雄一

## インフラ-9 災害時等における応急対策業務の実施に関する協定書（株式会社植木工務店）

### 災害時等における応急対策業務の実施に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と株式会社植木工務店（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、足利市内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害救助の必要があると認められたとき（以下「災害時等」という。）に、甲が行う応急活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等における応急活動のため、乙に対し次に掲げる事項について、文書により協力の要請をすることができるものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（1）甲が管理する市有施設等の被害状況の把握

（2）甲が管理する市有施設等の機能確保及び回復に関する業務

（3）その他甲が行う応急活動に対する協力

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、優先して協力を努めるものとする。

（措置状況の報告）

第4条 乙は、前条の協力を行ったときは、その都度、速やかに甲に対して、措置状況を報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が、第2条に基づく協力を要した経費は、甲が負担することとし、その費用は災害時等の直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡体制）

第6条 甲と乙は、この協定に基づく活動を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

附 則

この協定は、平成24年5月31日から適用する。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年5月31日

栃木県足利市本城3丁目2145番地

甲 足利市

足利市長 大豆生田 実

栃木県足利市堀込町 2780-5  
乙 株式会社 植木工務店

代表取締役 植木 秀夫

インフラ-10 災害時における建築物の応急対策業務等の応援協力に関する協定（一般社  
団法人栃木県建築士会）

災害時における  
建築物の応急対策業務等の  
応援協力に関する協定書

足 利 市

一般社団法人 栃木県建築士会

令和3年12月3日

## 災害時における建築物の応急対策業務等の応援協力に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県建築士会（以下「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における甲が行う建築物の応急対策業務等（以下「業務」という。）に対する応援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、甲が乙に要請する業務が円滑かつ速やかに実施されるために必要事項を定める。

### （協力内容）

第2条 甲が乙に応援協力を要請する業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が指定する市有施設等の応急危険度判定業務
  - (2) 被災建築物の補修等に関する相談業務
  - (3) その他甲が必要とする支援業務
- 2 前項の規定により指定する被災建築物、必要とする支援は甲と乙の協議により決定するものとする。

### （業務の基準）

第3条 前条（1）の判定業務は、栃木県震災建築物応急危険度判定士認定要綱により認定された判定士が、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」の基準等に従って行うものとする。

### （協力要請）

第4条 甲は、第2条の応援協力の必要があるときは、乙に対し、次の号に掲げる事項を明らかにし、協力を要請することができる。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
  - (2) 応急危険度判定士による業務の実施内容
  - (3) その他必要な事項
- 2 前項の規定による要請は、「応援協力要請書（様式第1号）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、前条の規定による業務を行ったときは、その結果を「応援協力報告書（様式第2号）」をもって甲に報告するものとする。

### （連絡体制）

第6条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡担当者届（様式第3号）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、平常時から緊密な情報交換を行うよう努めるものとする。

### （甲、乙の責務）

第7条 甲は、この協定に基づく乙の応援協力が、社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に対し十分な配慮をしなければならない。

2 業務にあたる会員の編成や、現場での作業の遂行は、乙の責任において行い、応援協力が迅速かつ効果的に実施できるよう努めなければならない。

(経費の負担)

第8条 乙は、甲からの応援協力の要請があった場合は、原則無償で従事するものとする。

(補償等)

第9条 乙が、第2条の規定による応援協力の従事に伴い、その責に帰することができない事由により死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態になったとき、又は第三者に損害を与えたときの補償等は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」若しくは乙が自ら加入する補償制度等によるものとする。

(災害予防対策)

第10条 甲及び乙は、建築物の安全性の確保を促進するため、耐震補強等の重要性の啓発を協力して積極的に行う。

(事務局)

第11条 この協定の施行に関し、甲は足利市都市建設部建築指導課に、乙は一般社団法人栃木県建築士会足利支部にそれぞれに事務局を置く。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後に於いても同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年12月3日

甲 栃木県足利市本城3丁目2145番地  
足利市  
足利市長 早川尚秀

乙 栃木県宇都宮市築瀬町1958番地1  
一般社団法人 栃木県建築士会  
会長 柴田道夫

## インフラ-11 災害時における資機材等の供給に関する協定書（株式会社レンタルのニッケン）

### 災害時における資機材等の供給に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン（以下「乙」という。）は、災害時における資機材等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、足利市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合若しくは災害時相互応援協定等に基づく他の自治体に対する支援を、甲が足利市内で行う場合において、甲が避難所を設置する場合等に必要となる資機材等を速やかに配備し、もって市民等の安全安心に資するため、甲及び乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 地震、風水害及びその他足利市地域防災計画に定める事象
- （2）資機材等 別表に掲げる乙の取扱商品及び当該商品の使用に係る燃料、消耗品等
- （3）資機材等の供給 前号に定める資機材等の優先的貸出し及び提供

#### （協力の要請）

第3条 甲は、避難所の設営等のため資機材等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し資機材等の供給について協力を要請することができる。

- 2 甲が乙に対し前項に基づく要請を行う場合は、資機材等供給要請書（別記様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等により要請できるものとし、事後速やかに同要請書を提出するものとする。

#### （協力要請時の配慮）

第4条 前条による甲の乙に対する協力要請は、資機材等の供給業務従事者の身体生命の安全を確保するため、足利市内における災害の発生状況及び危険区域等の状況を十分考慮し行うものとする。

#### （要請に対する業務の実施）

第5条 乙は、第3条に基づく甲からの要請を受けたときは、特別の事情がない限り当該要

請に応ずるものとする。ただし、乙が被災したこと等により当該要請に応ずることができない場合は、遅滞なくその旨を甲に連絡するものとする。

#### (資機材等の受渡し)

第6条 前条の規定による資機材等の受渡しは、原則として乙が指定する場所(乙の事業所等)において行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は必要に応じ甲の指定する場所における資機材等の受渡しを、乙に対し要請することができる。この場合、乙が甲の指定する場所での受渡しが困難と判断したときには、甲乙協議の上受渡し場所を決定する。
- 3 資機材等の受渡しは、資機材等の種類、数量等を甲乙双方確認の上行うものとする。
- 4 前3項の規定は、甲から乙に資機材等を返却する場合の受渡しについて準用する。

#### (報告)

第7条 乙は、第5条の規定に基づき業務を実施した場合には、前条の規定に基づく資機材等の受渡しの都度、資機材等供給報告書(別記様式2)により速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には電話等により報告し、事後速やかに同報告書を提出するものとする。

#### (費用の負担)

第8条 乙が甲に供給した資機材等の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における市場価格等を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

#### (災害補償)

第9条 第5条の規定に基づく乙の業務実施に係る業務従事者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき乙が対処するものとする。ただし、労働者災害補償保険法の適用がない場合で、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年栃木県市町村総合事務組合条例第31号)が適用される場合には、同条例の規定に基づき甲が対処する。

#### (連絡体制)

第10条 この協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先等を連絡先確認書(別記様式3)により定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合

は、速やかに相手先に報告するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第 11 条 この協定の実行性を高めるため、甲及び乙は平時から相互の連絡体制、資機材の保有状況等に関する情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項、協定内容に疑義が生じた事項その他協定実施のため必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第 13 条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

2 甲又は乙が他の自治体又は法人と合併した場合その他の事由により法人格に変動があった場合には、この協定に係る業務を所管する法人がその地位を承継する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 4 (2022) 年 8 月 1 日

甲 栃木県足利市本城三丁目 2 1 4 5 番地

足利市

足利市長 早川 尚秀

乙 東京都千代田区永田町 2 - 1 4 - 2

株式会社レンタルのニッケン

代表取締役社長 南岡 正剛

別表（第2条関係）

ア	仮設トイレ
イ	業務用ストーブ
ウ	移動式業務用エアコン
エ	発電機
オ	投光機
カ	コードリール
キ	OA機器
ク	車両
ケ	上記以外の乙の取扱商品

別記様式 1 (第 3 条関係)

資機材等供給要請書

ア 要請理由	
イ 要請物品及び数量	
要請物品名	数 量
・ ・ ・ ・ ・	
ウ 物品の使用場所及び使用期間	
使用場所	使用期間
・ ・ ・ ・ ・	
エ その他要請事項等	

災害時における資機材等の供給に関する協定書第 3 条に基づき、上記のとおり要請します。

株式会社レンタルのニッケン〇〇支店長 様

年 月 日

足利市長 (公印省略)  
総合政策部危機管理課取扱  
担当

別記様式 2 (第 7 条関係)

資機材等供給報告書

ア 受渡物品及び数量		
受渡物品名	数 量	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
イ 受渡場所・受渡日・市側確認者		
受渡場所	受渡日	市側確認者
ウ その他報告事項等		

災害時における資機材等の供給に関する協定書第 7 条に基づき、上記のとおり報告します。

足利市長 様

年 月 日

株式会社レンタルのニッケン  
代表取締役  
〇〇支店取扱  
担当

別記様式 3 (第 10 条関係)

連絡先確認書

足 利 市	
担当部署名	
電 話	
F A X	

(株)レンタルのニッケン	
担当部署名	
T E L	
F A X	
予備連絡先 (被災等により、担当部署に連絡できない場合の連絡先)	
第 1 連絡先	
T E L	
F A X	
第 2 連絡先	
T E L	
F A X	

災害時における資機材等の供給に関する協定書第 10 条に基づき、上記のとおり双方の連絡先を確認し、担当部署において各 1 通を保有する。

年 月 日

足利市 総合政策部 危機管理課  
株式会社レンタルのニッケン (担当部署名)

## インフラ-12 災害時における資機材等の供給に関する協定書（株式会社ニッパンレンタル）

### 災害時における資機材等の供給に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と株式会社ニッパンレンタル（以下「乙」という。）は、災害時における資機材等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、足利市内において災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合若しくは災害時相互応援協定等に基づく他の自治体に対する支援を、甲が足利市内で行う場合において、甲が避難所を設置する場合等に必要となる資機材等を速やかに配備し、もって市民等の安全安心に資するため、甲及び乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 地震、風水害及びその他足利市地域防災計画に定める事象
- （2）資機材等 別表に掲げる乙の取扱商品及び当該商品の使用に係る燃料、消耗品等
- （3）資機材等の供給 前号に定める資機材等の優先的貸出し及び提供

#### （協力の要請）

第3条 甲は、避難所の設営等のため資機材等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し資機材等の供給について協力を要請することができる。

- 2 甲が乙に対し前項に基づく要請を行う場合は、資機材等供給要請書（別記様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等により要請できるものとし、事後速やかに同要請書を提出するものとする。

#### （協力要請時の配慮）

第4条 前条による甲の乙に対する協力要請は、資機材等の供給業務従事者の身体生命の安全を確保するため、足利市内における災害の発生状況及び危険区域等の状況を十分考慮し行うものとする。

#### （要請に対する業務の実施）

第5条 乙は、第3条に基づく甲からの要請を受けたときは、特別の事情がない限り当該要

請に応ずるものとする。ただし、乙が被災したこと等により当該要請に応ずることができない場合は、遅滞なくその旨を甲に連絡するものとする。

#### (資機材等の受渡し)

第6条 前条の規定による資機材等の受渡しは、原則として乙が指定する場所(乙の事業所等)において行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は必要に応じ甲の指定する場所における資機材等の受渡しを、乙に対し要請することができる。この場合、乙が甲の指定する場所での受渡しが困難と判断したときには、甲乙協議の上受渡し場所を決定する。
- 3 資機材等の受渡しは、資機材等の種類、数量等を甲乙双方確認の上行うものとする。
- 4 前3項の規定は、甲から乙に資機材等を返却する場合の受渡しについて準用する。

#### (報告)

第7条 乙は、第5条の規定に基づき業務を実施した場合には、前条の規定に基づく資機材等の受渡しの都度、資機材等供給報告書(別記様式2)により速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には電話等により報告し、事後速やかに同報告書を提出するものとする。

#### (費用の負担)

第8条 乙が甲に供給した資機材等の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における市場価格等を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

#### (災害補償)

第9条 第5条の規定に基づく乙の業務実施に係る業務従事者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき乙が対処するものとする。ただし、労働者災害補償保険法の適用がない場合で、栃木県市町村消防団員等公務災害補償条例(平成18年栃木県市町村総合事務組合条例第31号)が適用される場合には、同条例の規定に基づき甲が対処する。

#### (連絡体制)

第10条 この協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙双方の連絡先等を連絡先確認書(別記様式3)により定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合

は、速やかに相手先に報告するものとする。

(情報交換・防災訓練)

第 11 条 この協定の実行性を高めるため、甲及び乙は平時から相互の連絡体制、資機材の保有状況等に関する情報交換及び必要な訓練を適時行うものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項、協定内容に疑義が生じた事項その他協定実施のため必要な事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(効力)

第 13 条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

2 甲又は乙が他の自治体又は法人と合併した場合その他の事由により法人格に変動があった場合には、この協定に係る業務を所管する法人がその地位を承継する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 4 (2022) 年 12 月 16 日

甲 栃木県足利市本城三丁目 2 1 4 5 番地

足利市

足利市長 早川 尚秀

乙 群馬県前橋市西片貝町 4 - 5 - 1 5

株式会社ニッパンレンタル

代表取締役 石塚 春彦

別表（第2条関係）

ア	仮設トイレ
イ	ストーブ
ウ	スポットエアコン
エ	発電機
オ	投光機
カ	コードリール
キ	OA機器
ク	車両
ケ	重機
コ	上記以外の乙の取扱商品

別記様式1（第3条関係）

資機材等供給要請書

ア 要請理由	
イ 要請物品及び数量	
要請物品名	数 量
・ ・ ・ ・ ・	
ウ 物品の使用場所及び使用期間	
使用場所	使用期間
・ ・ ・ ・ ・	
エ その他要請事項等	

災害時における資機材等の供給に関する協定書第3条に基づき、上記のとおり要請します。

株式会社ニッパンレンタル 様

年 月 日

足利市長（公印省略）  
総合政策部危機管理課取扱  
担当

別記様式 2 (第 7 条関係)

資機材等供給報告書

ア 受渡物品及び数量		
受渡物品名	数 量	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
イ 受渡場所・受渡日・市側確認者		
受渡場所	受渡日	市側確認者
ウ その他報告事項等		

災害時における資機材等の供給に関する協定書第 7 条に基づき、上記のとおり報告します。

足利市長 様

年 月 日

株式会社ニッパンレンタル  
代表取締役  
営業所取扱  
担当

別記様式 3 (第 10 条関係)

連絡先確認書

足 利 市	
担当部署名	
電 話	
F A X	

株式会社ニッパンレンタル	
担当部署名	
T E L	
F A X	
予備連絡先 (被災等により、担当部署に連絡できない場合の連絡先)	
第 1 連絡先	
T E L	
F A X	
第 2 連絡先	
T E L	
F A X	

災害時における資機材等の供給に関する協定書第 10 条に基づき、上記のとおり双方の連絡先を確認し、担当部署において各 1 通を保有する。

年 月 日

足利市 総合政策部 危機管理課  
株式会社ニッパンレンタル (担当部署名)